

新保守主義経済理論としての個人主義財政理論の系譜

——ヴィクセル『財政理論研究』を中心にして——(一)

山之内 光躬

一

一九八〇年代は世界の、いわゆる西側主要諸国の経済政策が、大きく保守の方向に揺れ動いた時期であったといわれる。そして、この新保守主義 (Neo-Conservatism) と呼ばれる政策路線の先頭に立ったのが、アメリカのレーガン政権がとった一連の政策プランにはかならなかった。日本の近年における行政改革、税制改革、さらには財政再建といった政策策定もまた、このような自由諸国の保守的政策路線の軌道外にあるものでは決してなかった。たとえば、近年現れてきた、税制改革における所得税の累進税構造のフラット化への指向、一般消費税の新設による直間比率の是正提案、さらには総合消費税論議の復興、行政改革における公営機関の民営化といった一連の傾向は、主要資本主義諸国における社会経済的思潮の、この時期における保守的振幅とは、決して無縁であったとはいえないであろう。

それでは、財政政策的には、一九六〇年代の《大きな政府》を愛好する政策基調が方向修正されて、市場メカニズ

ムの本来の機能を復元し、そのためにも政府活動の範域を局限して市場経済の活性化をはかろうとする政策理念の方
向転換が、顕在的に政策策定過程において具体化されていった過程とは、一体どのようなものであったのか。

第二次世界大戦以後の経済政策理論をリードしてきたのは、ケインズ派の経済学であったが、ケインジアンが理論
的フィールドから一躍して実践的な政策策定過程に転進し、文字通り支配的地位を確保したのは一九六〇年代におい
てであった。一九五〇年代のアメリカでは、内外を問わず政策的難問が山積し、大きな挫折感が漂う、いわゆる『陰
鬱なアメリカ』が支配していた。これに対して、新たに六〇年代の政策を担当することになったケネディ政権は、
五〇年代の政策コードを大きく修正し、ニューディール・リベリズムを昂揚して、『大きな政府』への政策基調を
定着させることになった。そしてこのとき、この政権の経済政策の策定に理論的支柱を提供したのが、いわゆるニュ
ー・エコノミクスにはかならなかった。実に現実の政策形成過程で、初めてケインジアンは決定的な役割を果たすこ
とになったわけで、ケインズ主義はここに最高頂を極めたのであった。

だが、一九六〇年代の後半に至って、財政の膨張とインフレーションの昂進の過程で、ニュー・エコノミクスは現
実の経済政策の理論的基盤としての有効性に疑問が持たれ始めた。このとき、やがてはケインジアンが経済理論のみ
ならず、政治の表舞台からも後退することになる背景が、徐々に描かれていたのである。つまり、この時期を境に、
経済理論の主導はケインジアンを中心としたニュー・エコノミクスからマネタリズムへと移行し始める。しかし、政
策過程を支える主導的経済理論の交替は、それぞれの時期における、世論の支配的な潮流と無関係では決してありえ
ない。一九六〇年代にケインジアンを中心としたニュー・エコノミクスが、積極的に現実の政策過程に連結されてい
く過程の背後には、一九五〇年代の政策コードの転換を求め、ニューディール・リベリズム、大きな政府を根強く

志向する世論が、特にアメリカ中層市民の中に育っていたことが指摘されている。そしてまた、ケインズ主義という基層の上に構築された、「福祉国家への前進」とそこから帰結する「大きな政府」の重圧が、アメリカ中産階級への過酷な税負担となって跳ね返ってきたとき、アメリカ社会の中層に、次第に新しい保守化への潮流が胎生し成長していったとしても、それは至極当然の成行きであつたらう。アメリカ社会のこのような保守化傾向への新たな回帰は、さらに政府規制の拡大、非効率化した官僚機構の成長、無規律な政府支出の増大と財政の累積赤字の拡大、常習化した各種利益集団の帰属便益の拡大行動、深刻なスタグフレーションといった一九七〇年代のアメリカ経済を特徴づける諸状況の中で、大きな潮流となつたのであつた。

このようにして、一九八〇年代に入るや、一九四〇年代以降六〇年代末までのアメリカ経済社会の指導原理であつた、ニューディール・リベラリズム、そしてケインズ主義に対する決定的な弔鐘が、打ち鳴らされることになつた。つまり、アメリカ社会のこの新しい保守的潮流をバックに、政策過程はケインズ主義に基づく政策路線と訣別し、さらにこれを排撃するためには、マネタリズムの経済理論、合理的期待形成理論、サブライサイド・エコノミクス等、必ずしも相互の間に論理的な整合性を持ってはいない理論を、その政策策定の理論的拠点として採取していったのである。新保守主義経済理論は、このようにして、特に、一九六〇年代初期以降の政策過程において顕著になつてきた、政策策定へのエコノミストの参画という一般的傾向に沿つて、現実の政治過程に参加することになつたわけである。

政策を担当する政権は、しばしば、その政策路線に整合する理論に依拠することによつて、その政策策定の合理性を説明しようとする。たとえば、ゴットル・オットリレンフェルト (Friedrich von Gottl = Othilienfeld) が四十年以上の長きにわたつて築き上げてきた、「構成体論経済学」の中に、ナチスが自ら経済政策の理論的な根拠を求め

たことが想起される。もちろん、これは極端な例であろう。だが、われわれが、アメリカのケネディー政権からレーガン政権に至る政策担当政権と近代経済学派との関係を眺望するとき、政策策定部門がその政策路線の支柱として、それぞれの政策コードに整合する経済理論を求めていく過程を検証することができる。そしてこのとき、理論の側にもまた、多かれ少なかれ、現実の政策策定過程への積極的な参加の姿勢があったこともまた、ひとしく検証することができるのだ。

いずれにせよ、アメリカ社会の中層の動きが大きく新保守主義の方向に歩み始めたのに照応して、一九七〇年を境に経済理論の主導的地位の交替が進み、いわゆるケインズ主義経済理論に代って、いわゆる新保守主義経済理論が政策過程で一躍脚光を浴びることになったのである。新保守主義経済理論というとき、そこに理論構築上の分析手法について、特段の共通項があるわけではない。また、必ずしもそこに明確な領域が規定されているわけでもない。だが、最近、反ケインズ主義という角度から新保守主義経済理論が論じられるとき、そこにはマネタリズム経済理論、サプライサイド・エコノミックス、合理的期待形成理論、公共選択理論等が包括されることになる。

だが、ここで財政理論に局限していえば、このうち、財政論に最も密接な関連を持つものとして一つの学派を形成するに至ったのが公共選択論であり、これは、最近、一部から弱者切捨て、強者の財政論として攻撃されているものである。公共選択論のリーダーの一人はジェイムズ・ブキャナンであるが、本来、かれは財政学者であり、その個人主義的財政論のアプローチの展開はよく知られているところである。

第一期レーガン政権が結果的には大きな政府と大幅な財政赤字を抱えたまま第二期目（一九八五―八八）に入ったとき、主要な政策目標として財政赤字の削減が掲げられた。そして、このとき、新保守派としての公共選択論の支持

者たちもまた政策策定過程に参加していったのである。一九八五年に成立した「財政均衡法」(グラム・ラドマン法)は、ブキャナン財政理論の政策過程における一つの結実にはかならなかったし、さらに、一九八八年の年頭教書での、レーガンの「均衡財政への憲法修正」の提案もまた、《民主主義財政選択過程における立憲的ルールの設定》の必要を説いて止まない、ブキャナン財政理論の本源的な主張の、政策過程における具体化とみなすことができるだろう。

この過程で、確かに公共選択学派は、新保守主義路線を慕進するレーガノミックスの中枢にはいることになった。また、ブキャナン自身、一九七七年の『赤字財政の政治経済学』(*Democracy in Deficit*) (6)前後より、その主張は財政の純粹理論から具体的な政策的提言への色彩を濃厚にし、ニューディール・リベラリズム、ケインズ主義に対して、あからさまに攻撃の矛先を向けるようになったことも、決して否定できない。その意味では、実践的フィールドにおいて、公共選択学派は、レーガノミックスに乗っかって急成長してきたといえなくもなかるう。

だが、当初ブキャナンによって展開されてきたい、いわゆる個人主義財政理論は、その理論構築の原初的レベルにおいて、果して反福祉的、弱者切捨ての強者の財政論として、いわば特定の倫理的、哲学的色彩をもって、その定式化が意図されたのであろうか。いま、新保守主義経済理論の一角を占めるに至った、個人主義財政理論は、もともと、いかなる形成過程を経てきたのだらうか。以下では、個人主義的なアプローチをとる財政論をむしろ、その初期の理論形成の過程で確認することによって、それが新保守主義路線の財政政策と果たして直截に連結していくのかどうかを明確にしてみたい。

ブキャナンの財政論について、早くから紹介されてきたのは、公債論の領域であった。それは公債負担に関する、正統派のマクロ的見解とは際違った対照を示す、根底的には個人主義的観点に立った定式化であった。しかし、財政学研究者の間ではほとんど取り上げられることがなかったが、今日の公共選択論の財政論に連結していく重要な研究は、すでに一九四〇年代に現れている。それは一九四九年に *The Journal of Political Economy* 誌に発表した「政府財政の純粹理論」(6)であった。

この論文は、経済学と政治学の重要な境界領域に関する理論形成の基礎構築として、政治形態を明示的に設定するという、伝統的財政論に欠落していたギャップを補填しようという意図のもとに書かれている。少なくともブキャナの眼には、財政の意思決定主体を定義しなのまま財政理論を構築していくことは、政治的決定が経済の私的部門に対して、量的に重大なインパクトを与えるに至った二十世紀半ば以降では、財政理論の明白な欠陥として写ったのであった。財政決定主体の定義そのものは、一意的なものでは決してない。だから、ここでは政治的基礎の、有機主義的政治組織と個人主義的政治組織という対極的二分法の上に、政府財政の純粹理論のフレームワークを組み立てることが意図されたのである。そして、ブキャン自身は、民主主義によって組織された社会では、個人主義のフレームワークで財政理論を定式化していくことに整合性を認めているのである。ブキャナの財政理論は、このような確信に基づいて、ひたすら個人主義的アプローチによる財政理論を定式化してきたのであった。

ブキャナンの個人主義財政理論定式化の出発点になったものは何か。かれの理論形成に重大な影響を与えたものとしては、クヌート・ヴィクセルの財政論とイタリア財政学派が、かれ自身の言葉で繰り返して挙げられている。そして、時期的には、イタリア財政学に接する以前に、スウェーデンの財政学者、クヌート・ヴィクセルの『財政理論研究』(Finanztheoretische Untersuchungen, Jena, 1986)から大きな衝撃を受けていたという。すでに一八八〇年代から「マッツォーラ (Ugo Mazzola)」、「パンタレオーニ (Maffeo Pantaleoni)」、「ザックス (Emil Sax)」、「デ・ヴィーテ イ・デ・マルコ (De Viti De Marco)」らが交換のフレームワークで公共経済の初歩的分析を提示していたが(11)、最も精緻に構築された貢献としてヴィクセルの『財政理論研究』を挙げたブキャナンは、一途にヴィクセルに傾倒していったのである。つまり、ヴィクセルは財政論の伝統的アプローチに根本的な誤謬のあることを明確に指摘した。すなわち、租税サイドに限定された伝統的財政論の規範的原則の不確定性を衝き、財政勘定の二つのサイドに架橋を試みることの必要性を説いたのに留まらず、集合的決定ないし公共セクターの決定が、ある慈悲深い独裁君主の理性からではなく、現実の政治過程から導出されるという基本的事実認識に失敗しているという点で、伝統理論を告発するのである。ブキャナンが特にヴィクセルの『財政理論研究』を高く評価するのは、かれが財政学者としては初めて、財政組織そのものの効率性の問題を認識し、課税と公共支出という、伝統的財政理論が意思決定過程として結合し得なかった二つのサイドに架橋を試みながら、公共財配分の効率性を復元するための決定方式を定式化したからにほかならない。(4:374-5; 3:3-7)

スウェーデンの経済学者ヴィクセルの、財政学の分野における不滅の業績の一つに、*Finanztheoretische Untersuchungen, Nebst Darstellung und Kritik des Steuerwesens Schwedens*, 1896 があつた。この『財政理論研究』は《租税嫁論》(Zur Lehre von der Steuerincidenz)、『公正課税の新しい原則》(Über ein neues Prinzip der gerechten Besteuerung)、『スウェーデンの租税制度》(Das Steuerwesen Schwedens) とつう、それぞれ独立した三つの部分から成っている。第一論文である『租税嫁論』は、一八九三年に公刊されてヴィクセルを経済学者として世に出す切っ掛けになつた研究業績、『価値、資本、利子』(Über Wert, Kapital und Rente) の続編に当たるものである。ワルラス、ジェヴォンス、ボエームルバヴェルクに拠りながら、商品の交換価値、労働賃金、地代、資本利子といった総体的経済量を、一つの論理的関係、つまり方程式という数学的形式で提示しようとしたのが、かれの代表的著作『価値、資本、利子』であつたが、特定の租税の転嫁の問題、全体的な租税体系の問題は、根本的には、このような経済学研究の過程で得られた命題の系として定式化されたものであり、いわば経済理論の一つの応用分野の研究にほかならなかつた。また、『財政学研究』の第三部を形成している『スウェーデンの租税制度』は、量的にはこの本の半ばを占めているが、これは文字通り、過去二世紀にわたるスウェーデンの租税制度を、一八〇九年以前の時期、そしてそれ以後の時期をさらに一八〇九—一八五〇年の期間、一八五〇—一八九〇年の期間、一八九〇年以降という三つの期間に分けて、その制度的説明と論評を提示したもので、いわば財政学の特長問題を論じている

部分である。そして、特に個人主義財政理論の系譜として、現代理論に重要な影響を残すことになったのが、第二部の『公正課税の新しい原則』であった。

これらの三論文は相互に関連性を持っているわけではなく、それぞれ独立した内容で構成されている。現代の、新保守主義路線に属するとされる、個人主義的民主主義の財政モデルによる財政論の、理論構築上の原点となったのが、ウィクセルのこの第二部の論文であった。ブキャナンやダンカン・ブラック(D. Black)に、かれらの伝統的財政学の研究から個人主義的民主主義財政決定の分析の方向へ、関心を大きく転じさせることになった古典的文獻こそ、このウィクセルの第二論文なのである(5: 184-186)。かれらにとっては、この論文は現代財政理論研究上の最重要文獻にはかならなかったが、ブキャナンはこのウィクセルの注目すべき研究が、特に英語圏の財政学の研究者に、今世紀中葉まではほとんど省みられることがなかったことに注目して、この財政学の研究上のギャップを埋めることが現代財政理論の重要な課題であるとみたのである。

だが、このように、財政学研究におけるウィクセルの地位が、格別の評価を受けることなく、ながく看過されてきたことは、何も英語圏だけに特有の傾向ではなかった。日本も例外では決してなかったのである。日本の財政学の研究者の間でも、ウィクセルの財政理論研究については、一部の財政学者によって、租税原則学説における『利益原則』の説明として、批判的に紹介されてきたに過ぎず(3)、租税方式と公共支出を含めた、包括的な財政システムの効率性に関する財政決定の研究という認識はほとんど現れていない。もちろん、このことには、限界効用理論に基づいた利益原則の説明として、経済分析的には、より精緻に定式化をはかってきたのは、ウィクセルよりもむしろ、かれの弟子リンダール(Erik Lindahl)の方であったという事情もあったろう。ウィクセルが財政学の研究野領域で、

それほど注目を浴びてこなかったという状況は、現代の研究者についても決して変わってはいない。たとえば、一八三年に出版された『財政学を築いた人々』(13)においても、ウィクセルは完全に無視されたままである。

財政学研究のヨーロッパ大陸の文献を無視するというギャップが埋められるようになった今世紀半ば以降においても、財政理論の分野で活発に展開されるようになった公共財理論において、特に自発的交換理論の定式化の基本モデルとして、しばしば理論構築の出発点とされてきたのは、リンダールによる公共財の自発的交換モデルであった(14: 81-10)。公共財決定のリンダール解は、このとき、様々なバリエイションで拡張されていったのである。だが、現代理論においてもウィクセルについては、マズグレイヴなどが簡単に取り上げているだけで(15)、ここでもウィクセルの研究についての格別の評価を見いだすことはできない。そして、この唯一の例外がブキャナン(そしてブラック)であった。かれはウィクセルの『研究』の中に何を見いだしたのであるうか。ブキャナンに、同じスウェーデン派財政学の中で、リンダールではなくウィクセルの方に、財政学研究上の際だった評価と格別の讃辞を送らせたのは一体何だったのだろうか。

このような観点から、以下においては、いくらか詳細に、ウィクセルの『公正課税の新しい原則』*を取り上げ、それが現代の個人主義財政理論の理論構築にどのような基礎的作業工程を提供したのか、そして、果して、それが一八〇年代の新保守主義経済理論に連結していく可能性を内蔵していたのかどうかを検証してみたい。

* Knut Wicksell *Finanztheoretische Untersuchungen, Nebst Darstellung und Kritik des Steuerwesens Schwedens*, 1896, S. 75-164. 本稿では、一九六九年のリプリント版を使用した。

四

まず最初に、ウィクセル『財政理論研究』の序文に抛りながら、財政学の伝統理論に対する反論として提出された、『公正課税の新しい原則』の定式化の基本的姿勢について明確にしておきたい。序文は、『財政理論研究』を構成している三つの論文に対して、それぞれ独立した形式で書かれている。

精緻な経済分析を応用した『租税転嫁論』が、経済学の専門の研究者を対象に企画されたのに対して、第二論文、『公正課税の新しい原則』は、意図としては、より実的な目的を追求したものであって、租税問題に関心のある一般の読者を対象に書かれたものである (13: vii)。そして、ウィクセルは、この論文の表題そのものを、伝統的な支配的学説に対する自らの挑戦の意味を込めて掲げている。だが、この研究の目的は、課税の公正原則そのものを論じるところにあつたのではなく、むしろ、課税によって達成される公正の尺度を実際に確保する方法を定式化することであつた。そして、この理論定式化の出発点となる公正課税の基本原則そのものは、政府の給付とそれに対する反対給付を関連付け、それらの均等化を追求するという伝統的な利益原則 (Interessenprinzip) にはかならなかつたが、ウィクセルが狙つたのは、この原則の適用範囲と有用性を、公共支出からの便益受容と租税負担の両サイドに拡張することであつた。そして、この作業を通じて初めて、利益原則は古典的な倫理、哲学的判断から脱することになると考へたのである。この作業工程で、かれはザックスらの定式を手掛りにしながら、公的給付の領域にも近代的な限界効用と主観的価値の概念を適用していくのである。ウィクセル自身にとっては、このような理論操作によってこの原則

に對する最も重要な批判は、もはや問題にならなくなる。さらに、ヴィクセルが特に自らの獨自性を主張するのは、この租税原則そのものと、現実の課税権力 (Steuergewalt) がとっている形態、すなわち議会の租税承認とを関連づけ、さらに、給付・反対給付の原則を、可能な限り議会の租税法で有効になり得るような条件を設定しようとしたところにある。そして、このとき、民間部門が主導権を持っている活動も、あるいは私経済的な方法で政府によって運営されている多くの活動は、躊躇うことなく公共活動に変換することができると考えたのである。

たしかに、ヴィクセルは公共活動のすべての領域に利益原則の現実的適用可能性を予定していたものでは決してない。つまり、かれは「利益原則が適用できない公共活動領域も存在しており、そこではむしろ、有機主義国家観とそれに依拠した、先験的な給付能力並びに比例犠牲に依って調整された租税配分のみが正当である」(13: vii) ことを決して看過してはいないのである。それにもかかわらず、その境界線はかなり狭く設定されており、この領域は、全体 (社会) それ自身、したがってまたその構成員が第三者に對する (例えば国家の債権者に對する) 義務によって拘束され、その結果として当該公共支出額が事前に確定しているような場合に局限されている。しかし、ヴィクセルの見解では、根底的には、このようなケースにおいても、なおさらエネルギーに国民の自発的課税権 (Selbstbesteuerungsrecht) が確保され、支持されなければならないのである。

だが、課税の公正原則を論じるとき、究極的には課税当局が、政治的公正、社会的公正の要求にどこまで応えているのか、つまりは社会の所得分配状態をどこまで修正していくのかという、困難な倫理問題に直面することになる。ここで、ヴィクセル自身は、かれの論究が《安楽椅子の思索》(Stuhnspekulationen) であると批評されることを自ら予想したうえで、その名称を進んで受容しようとする。ヴィクセルはこの研究で、自己完結的な、整合的な体系の

構築を目指したのであり、ために、理論の究極的な結論を躊躇することなく追求しようとしたからである。そして、「その中のどれだけが、近い将来実際に応用されるのか、あるいは何かあるものが応用されるのかどうかは、実践に携わる人々が決定するがよい。自分としては、すべての客観的批判とともに、かれらの批判もひとしく快く受け入れるであろう」(U.S.: viii)というウィクセルは、伝統理論に対する自分の批判が、純粹に客観的なものであって、財政学の理論的發展に寄与し得るものであることを確信したうえで、正統派財政学の理論的基礎構築そのものを、厳しく告発するのである。

五

まず最初に、伝統的財政論の租税原則に対するウィクセルの批判を、いくらか煩雑になるが、できるだけ忠実にトレースしながら、かれが応益課税についての独自の理論的フレームワークを構築していくプロセスを考察し、そこに民主主義システムの現代財政理論に連結していく過程を確認しておきたい。

租税の公正問題を論じるとき、経済理論の実証分析を適用することができるとする租税転嫁論の研究とは異質の困難が存在する。つまり、それは公正に関しては、どのような基本原理を採用すればよいかという、いわば哲学的判断の問題にでくわすということである。たとえ、精緻な実証分析によって、租税の転嫁過程が解明され、税負担の最終的帰着の子測が導出されたとしても、具体的に納税者の間に租税負担をどのように配分していくかという問題は、公正基準という倫理、哲学的色彩に支配される準拠標と切り離して解決することはできない。だから、実証的な租税の経済分

析の成果が有効になるのは、このような租税負担の配分と租税総額が決定された後になるわけである。

課税に関する基本原則としては、伝統的な財政論の中で、あい対立する応益原則と応能原則あるいは犠牲説が掲げられ、それぞれの立場から公正に関する説明づけの役割を果たしてきたが、ウィクセルにとっては、当時すでに応能原則が支配的であったのは、その原則そのものに内在する優れた特性によるのではなく、現実の財政運営の過程で、受益と負担を連結する原則を、全面的に適用していくことが技術的に困難であったからである。そして、「逆に、他の領域では、犠牲説あるいは給付能力説は、広く承認された事実とは、同じように調和しないだろうということには、その原則の擁護者たちはほとんど気にかけていないのだ」(S. 128)として、実践的租税政策のプロセスで、応能原則が必ずしも整合しない領域があるにもかかわらず、これらが故意に無視されていることを論難するのである。だから、この領域は国家の私経済的活動(der "privatwirtschaftlichen" Wirksamkeit des States)に所属するものとして、固有の租税論の対象から排除され、租税論では犠牲説が独占的地位を占めたのであった。国家活動のうちこの分野を除いた領域は、本来の国家の使命として、より重要であり、より相応しいものとみなされたのである。ここでは、犠牲説は給付・反対給付の原則よりも、『より高度な国家観(eine höhere Staatsauffassung)に根ざしたものと公言されてきたのである。これに対してヴィクセルは、犠牲説の擁護者であるバルフ・ヴァーグナー(A. Wagner)を引合いに出しながら、利益に相応した課税の原則(das Prinzip der Besteuerung "nach dem Interesse")が、容易に適用できる場合、したがって、公共サービスの価格付けが可能な領域はもろんのこと、特定の受益帰属が明確に確認されるようなケースでは、負担を受益に対応させる方式が正当であることを、応能原則の支持者もまた是認していることを強調して反論するのである。

こうなると、能力原則の支配圏は、公共サービスと費用負担との均等あるいは比例を要求するような準則を、受け付けないフィールドに局限されることになる。そこでウィクセルは、「現代の財政学の分野の著者たちが持つ、均等犠牲（あるいは比例犠牲）の原則に対する依怙最厚は、果して完全に科学的な前進であったのだろうか」（13: 70）と問い、一つの重要な点において、断固として「否」と判定するのである。ウィクセルにとって、給付・反対給付の原則の最も重要な特徴は、それが国家経済のもう一つの側面、つまり公共支出のサイドを租税の側面に結合させる点にあった。つまり、公共支出と租税配分という伝統理論では分離されてきた二つのサイドに、架橋を試みることが可能になるということであった。このことは財政決定について重大な意味を持つ。特定の公共支出が計画されるとき、それを賄うための租税の負担は、納税者にとっては、その支出計画が租税支払いに相応しい価値をもたらすかどうかによって判定されるような状況が、この理論によって設定されるからである。このとき、犠牲原則がなし得ることは、税負担の配分の決定だけであって、税額の決定については何等の指針も示し得ない。租税総額したがって個別の税額の決定を含まないような定式化は、ウィクセルにとっては非科学的主張に過ぎない。だとすれば、具体的な租税徴収額を理論的に決定しようとすれば、再び利益原則に頼るほかはないかというわけである。

ウィクセルが非難するように、一九世紀末の正統派財政学では、租税の徴収額の決定は、財政学の固有の研究対象から完全に排除されてきた。つまり、租税をどれだけ徴収するかの問題は、国家権力の至上命令（das *Machtwort des Staatsgewalt*）によって決定されるのである（J. Kaizl）という見解が支配的であり、国家の必要水準¹したがって国家活動の規模の問題は、租税政策の実践過程とは無関係であって、当然のこととして、財政論の議論の枠外にあるものと考えられたのである。ドイツ正統派財政学の祖師としてのヴァーグナーやシェフレ（A. E. F. Schäffle）

の見解も本質的にはこれらとその軌を一にするものであった。だが、ヴァーグナーが設定した、『あらゆる国家活動あるいは各種の国家活動、したがってそれらを賄うためのあらゆる経費は、社会にとつて、それに対応する国家サーヴィスがもたらす効用ないし価値よりも大きな犠牲を負担させる限り、拒絶されるべきである』という、議会の側での公共支出に関する政府案を『検討する場合の指導原理』は、ヴィクセルの眼には全く不条理なものと写つたのである。すなわち、「これがいま、提案せられた国家活動を、事情によっては拒否することが出来る唯一の根拠として認められるならば、論理的には、是認というその原則の補完的側面から逃れることはできないように私には思われる。すなわち、議会の側では、あらゆる国家給付としてあらゆる公共支出が、社会が期待する効用あるいは社会にもたらされる価値よりも、小さな犠牲を課すことになる限り、それらを承認することになるからである」(S. 88)というように、公共目的と私的目的に資源を配分するとき、社会の犠牲と予想効用の比較という準拠標には、ネガティブな側面と同等にポジティブな側面が看過されてはならないことになる。

だが、ヴィクセルが警告するのは、この原則が適用されるとき、租税額の配分と国家給付からの個人的価値が切断されたならどうなるかということであった。ヴィクセル自身は、このとき、社会は必然的に、最も悪しき言葉の意味における共産主義に移行するだろうという推論を、古典的な効用理論によって証明しようとするのだが、むしろ可能性としては、この論理的推論とは逆の危険性、しかも事態は、もっと好ましくない状況に陥る、より現実的な危険性を指摘しているのである。つまり、一般的に公共支出、したがって公共財の決定には政策策定過程で優位にある階層(ヴィクセルの場合は富裕階層——*die wohl habenden Klassen*)の要求が反映することになるが、租税負担がこのとき犠牲原則のみに依拠して、いかに公平に配分されたとしても、公共財の効用評価が支配階層の選好体系から導

出されている限り、この財政決定は、その他の階層（被支配階層——die unteren Klassen）にとつて超過犠牲を強いることになる公算がきわめて大きいというわけである。

ウィクセルは、純粋な形態での犠牲説がそのまま妥当する状況として、公共サーヴィスが個人に対して便益をもたらさなかったり、あるいは便益が測定できないケースを挙げたヴァーグナーの見解にも必ずしも納得しないのである。このとき、政府が給付するサーヴィスの総効用とそれに対応する総犠牲とを、どのようにして比較できるのか。社会を構成する各メンバーに帰属する効用がゼロであるならば、社会の総効用も、このときゼロ以外の何物でもあり得ないのではないのか。個人の便益が測定できないなら、社会に帰属する便益もまた測定することは困難であろうし、だとすれば、これは具体的な租税分配で表現されることになる社会の総犠牲との、比較の対象として耐えることはできないのではないか。これがウィクセルのヴァーグナーに対する反問なのである。社会の発展とともに給付・反対給付の租税原則はますます背後に押しやられ、給付能力の原則が進展していくというヴァーグナーの見解に対して、ウィクセルは、今日の国家においては課税はますます、納税者の利益を代表する議会の意思（die Willen der Volksvertretung）に依存するようになってきたことを挙げ、利益集団による課税（eine Besteuerung durch die Interessierten）が利益に応じた課税（eine Besteuerung nach dem Interesse）に帰するのでなければおかしいかと反論する（13：82-83）のだ。

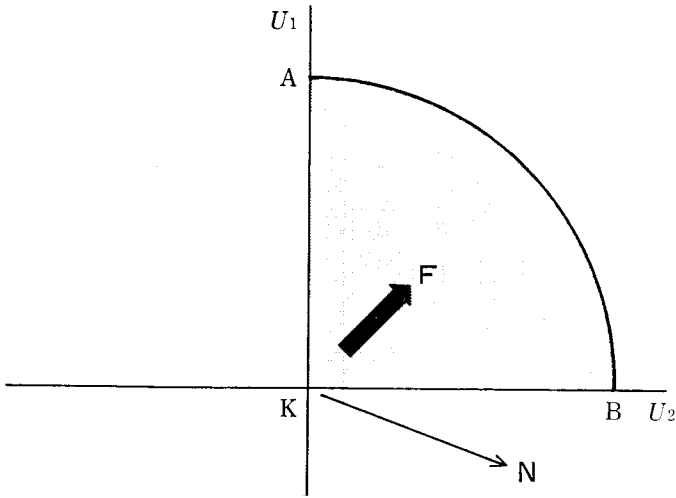
給付と反対給付の均等原則に対して強烈に論駁したのは、さらにミル（John Stuart Mill）であったが、ウィクセルはミルの主張が余りにも単面性に過ぎることを指摘している。ミルは周知の通り、公正な課税が犠牲の平等を実現するものでなければならぬと理解し、「政府というものは、すぐれた意味において、万人の関与事件であると考え

られなければならない。したがって、それにもっとも大きな利害関係を有するものが誰れであるかを決定するなどということは、真に重要性をもつことではない、と考へなければならぬ。もしある人あるいはあるひとつの階級のひとびとの受ける便益の分け前が非常に小さく、そのために、この問題を提起する必要が生じたとすれば、それは課税以外のところに、何か不都合なことが存在するのであり、この場合になされるべきことは、その欠陥を是正することであつて、この欠陥を是認し、それを租税軽減の根拠とすることではない(Grudge)として応益課税に強く反対する。もちろんヴィクセルもミルのこのような見解を、全面的に排斥しようとしているのでは決してない。つまり、最も基本的な国家活動を論じる場合にはこの見解の妥当性を認めている。さらに、ミルが課税の応益原則を排撃する根拠として述べた、よく知られている章句、つまり、国の保護というサーヴィスが廃止されたときに、社会の肉体的、精神的に弱いメンバーが最も困窮することになるといふ主張に対しても、ヴィクセルは決して否定的態度をとつてはいない。もちろん、ミルのこの部分の指摘は、古典的利益説の論理的矛盾を衝くという意図からであつたが、ヴィクセルはこれを国家活動の範域の論議に敷衍して、ミルに反論するのである。

限界効用理論の観点から政府活動の範域が決定されるという論議を展開するとき、ヴィクセルにとっては、政府活動の結果もたらされる効用は、それに対応する犠牲よりもずっと大きいとしても、結局はその最後の一位位(Gras Letzte Element)が、それに対応する犠牲の大きさに完全に見合うものでなければならぬ。だからこの限界効用と限界犠牲(限界費用)の均等原則が、政府活動の範域を決定するときの準拠標になるのであつて、この基準を無視するならば、政府活動の限界を規定することもできなければ、経費水準の決定に関する議会の議論も全く意味を失つてしまふことになる。「だが、問題の国家給付の効用が犠牲の大きさと比較し得るものとなるや、この効用が誰に

大きく、誰に小さくもたらされるのかは「重要ではない」(ohne Belang) などと言及することはもはやできない」(13:80)と考えるヴィクセルにおいては、それぞれの集団に帰属する便益の分布は、特定の公共サーヴィスの給付が開始されるための決定的な要因になるわけである。ある特定の公共サーヴィスが議会に提案されるとき、この支出計画を賄うことになる、課税方式の如何によつて、この提案の議決そのものが左右されることになるからである。このようにしてヴィクセルは、課税の利益原則の適用範囲を可能な限り広く設定し、種々の国家支出を合理的に定義して設定することが重要であるような、すべての種類の公共活動に適用することを主張するのである。もちろん、たとえば過去に国家が引き受けた義務のような、現在の市民の利益とは別の配慮から生じた経費が対象になる場合は、利益原則の適用可能性は明らかに排除されていることも、同時に認識している。しかしこれらの領域を除外したとしても、具体的な公共支出提案について、ある種の部分は、それがもたらす便益と、新規の税額を支払う場合に被る犠牲とを比較考量することは、現実的には、個々の市民にとって必ずしも容易な作業ではない。だがヴィクセルは、私経済生活が豊富な例を示しているように、このような作業は困難ではあっても、なんらかの方法で解決されなければならぬし、現実の経済生活の中では実際に解決されているとして、「もし個人にとって、このことに関する近似的に確定された概念を形成することが全くできないとすれば、社会全体の効用と犠牲(Nutzen und Opfer der Gesamtheit)を相互に比較考量することは、——たとえ最も天才的な政治家に決定を委ねようとしても——なおざらのこと不可能であろう」(13:86)と、効用(便益)と犠牲(費用)比較の方式に現実性を賦与しようとしている。そして、政治家や公務員という、直接政策過程に従事する人々の卓越した判断が有効なのは、「専ら問題の技術的側面」のみに限定されているのであるから、「社会の個別メンバーに計画せられたその活動が、負担させる費用よりも大きな効用をもた

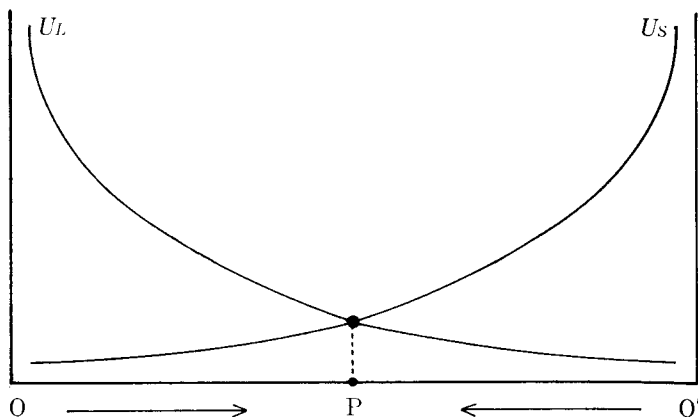
図-1



らすのかどうかという、問題の経済的側面に関しては、結局は、個人自身あるいは議会においてかれらの代表者として、かれらと見解を共にする人々よりも優れて決定をするものはない」(13:85)と断定するのである。

このような応益原則が全く妥当するのは、「最後の点において」(auf jenem äußerstem Punkte)であるという。すなわち、支出からの便益と費用負担にともなう犠牲の比較考量の際に、現実的な適用面においても、積極的な意味を持ち得るのは、まさに限界的な単位における考量なのである。財政的選択に直面して、真の意味で、効用(便益)と犠牲(費用)の比較考量が可能なのは、総体概念でとらえた効用と犠牲ではなく、限界概念でとらえたときに初めて有意義なものとなるわけである。ヴィクセルにとっては、この点では、租税の分配の問題領域に他の公正動機が入り込む余地はないのである。各個人が、この支出計画によって、それぞれが負担したコストを上回るか最低限それに等しい便益が保障される限り、人々の合意が達成されるからである。つまり、ヴィク

図-2



セルの公共支出計画の合意に関するこの定式化は、より現代的な表現を用いれば、パレートのノン・オブティマムの領域（合意領域）からオブティマムの領域（対立領域）の方向への経路、たとえば図-1における、経路Fの矢線方向の移動を指していることになる。ここで、交差する座標軸で示されるフィールドは、すべて社会の厚生分布を表している。始発点Kは、すでにゲームが進行し、ある厚生分布が達成されている点であり、A-Bはパレートの最適領域を意味する利害対立領域である。矢線、F経路はKから扇形、KAB内の、弧A-Bに至るすべての東北方向への移動を表わす。これは明らかに、政府活動が社会的にポジティブ・サムの結果をもたらすケースを想定したものにはかならない。

だが、国家給付がもたらす限界効用と、租税負担としてそのために断念することになる私的財の限界効用との均等が達成されなかったときどうなるか。このとき、ヴィクセルが取り上げているのは明らかに、公共支出規模が、図-2における、公共活動の最適レヴェル、P点よりもO'方向の領域を指

しているはずである。ここで、 U_L は、特定個人または階層についての公共サーヴィスの限界効用曲線を示し、 U_S は断念することになる、私的財の限界効用曲線を示している。この領域では、当該個人、階層にとっては、提案された公共支出計画は過重負担をもたらすことになる。しかし、この状況で、ヴィクセルが、「国家給付の効用は、全体としては (im ganzen genommen)」、それにもなう個人の総体効用の価値を大きく上回っているということで、かれらを慰めることは決してできないのである」(13:86)というとき、このことは、言外に、本質的には、公共支出計画が社会にとって総体的にはポジティブ・サムの厚生効果をもたらすとしても、社会のある階層の個人や集団に対しては、それがネガティブな厚生分布の修正効果をもたらし得るといふ可能性に触れているのである。つまり、図1における始発点、KからたとえN方向への修正が想定されているといえるだろう。そして、ここに示した定式は、後の議會制民主主義という設定における財政的選択の理論展開にとって、一つの重要な伏線となるのである。

ヴィクセルの応益原理の定式化は、このように、明示的に限界効用理論によって構築作業が進められている。だが、ヨーロッパ大陸における十九世紀末における、公共経済あるいは財政経済の分析は、ひとりヴィクセルだけにとどまらず、この限界分析の手法の強い影響を受けて、いくつかの華麗な定式化が現れてきた。一八七〇年代の限界革命以降、経済分析はこの手法によって、初めて不正確な論理推論から脱し、精緻な理論構築作業が可能になったが、ヴィクセルはこのような手法が、市場経済学だけでなく、財政理論の理論構築作業にとっても重要なものであると考えたのである。カール・メンガー (C. Menger) に影響を受けたロバート・マイヤー (Robert Meyer)、スタンレー・ジェヴォンス (W. S. Jevons) が影響を及ぼしたオランダの経済学者にも言及しているが、ヴィクセルがここで特に注目したのは、ザックス並びにイタリアの経済学者、マッツォーラであった。

かれらは、公共経済あるいは財政経済の分析に、限界効用学派の効用概念と財の価値概念を応用していくのであるが、特に、それらの概念を租税の分配 (die Verteilung der Steuern) の側面だけに極限するのでなく、租税の具体的な額の測定 (die Bemessung der konkreten Höhe der Steuern) の側面にも等しく拡大していったからである。

そしてこのとき、かれらは「それを通じて、ある程度まで、公正課税の全体的な問題を、倫理的な問題から純粋に経済的な問題に変換したか、あるいは変換しようとした」(33:86)としてヴィクセルはかれらを高く評価するのである。ザックスの定式化が、私的欲求と国家の欲求との間の『均衡のとれた充足』(die verhältnismäßigen Deckung)というシェフレの租税政策的公準の域を出す、本質において、新しい見解を何も提出していないというカイツルの批判に対しては、先人の『公準』に関する定式化が余りにも不明瞭に過ぎ、科学のためにはほとんど実りをもたらさないと断定した上で、ヴィクセルは、「私見によれば、その公準の概念的内容をより深く探求し、それを実現するための実際上の条件を求めることによって、あの不明瞭に過ぎる定式化を、より精緻な、実際に利用可能な定式化に置き換えることが、財政理論の最も重要な課題の一つとなる」(33:86)と弁護し、当時市場経済学の研究で支配的になりつつあった価値理論が、公共財政の領域でも有用になる可能性を予見したのである。

だが、個人の原子論的な経済行動を、経済の制度的側面から切り離して分析したとき、その結果はどうなるか。現代の公共財の理論が多く陥っているように、それは、理論構築の精緻さにもかかわらず、ますます理論の虚構性を強めるに過ぎないということにはならないのか。カイツルが発した、財政理論のこのような研究方向が、余りにも形而上学的、イデオロギー的な思索に陥り、具体的な現実、国家権力の決定的な重要性、さらに現実社会の政治構造を無視することになるといふ警告に対しては、即座にはこの主張に論駁できないことを認めた上で、ヴィクセルは財政理

論におけるこのような弱点が、必ずしもそこで採用されている方法それ自体に固有のものではないことを明確にしよ
うとするのである。

(未完)

文献

- (1) Bowen, H. R., *Toward Social Economy*, 1948.
- (2) Buchanan, J. M., *The Pure Theory of Government Finance: A Suggested Approach, Fiscal Theory and Political Economy: Selected Essays*, by James M. Buchanan, 1960.
- (3) Buchanan, J. M., *Fiscal Theory and Political Economy*, 1960.
- (4) Buchanan, J. M., *Public Finance and Public Choice, National Tax Journal*, vol. 28, 1975.
- (5) Buchanan, J. M., *Public Choice and Public Finance, What Should Economist Do?*, By James M. Buchanan, 1979.
- (6) Buchanan J. M. and Richard Wagner, *Democracy in Deficit: The Political Legacy of Lord Keynes*, 1977. 深沢実・菊池威訳『赤字財政の政治経済学』文真堂 一九七九
- (7) 井藤半彌『租税原則学説の構造と生成』(一九三五)千倉書房、一九六九
- (8) Johansen, L., *Public Economics*, 1965. 宇田川璋仁訳『公共経済学』好学社
- (9) Mill, J. S., *Principles of Political Economy*, 1848. 末永茂喜訳『経済学原理』岩波文庫
- (10) Musgrave, R. A., *The Theory of Public Finance: A Study in Public Economy*, 1959. 木下和夫監訳『財政理論』有斐閣 一九六七
- (11) Musgrave, R. A. and A. T. Peacock (ed.), *Classics in the Theory of Public Finance*, 1958.
- (12) 大川政三・小林威編著『財政学を築いた人々』——資本主義の歩みと財政・租税思想——『きょうせい』一九八三
- (13) Wicksell Knut, *Finanztheoretische Untersuchungen, Nebst Darstellung und Kritik des Steuerwesens Schwedens* (1896), 1969.